

# 一関市雇用調整助成金申請事務費補助金

## 申請の手引き

(令和4年度 期間延長(R4.11.30)版)

一関市 商工労働部 工業労政課

## 【目的】

この補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた中小企業の事業主の皆様が、従業員を解雇せず雇用の維持を図るため、社会保険労務士に受給手続き書類の作成を委託し、雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金を含む）を受けた場合に、受給手続き書類の作成に要した経費の一部を補助するものです。

## 【対象者】

- ① 市内に事業所を有する中小企業の事業主（ただし、市外に本社があり、一関市内の事業所分を含め一括して本社で雇用調整助成金を申請し、決定を受けている事業主を除く）
- ② 令和3年12月1日から令和4年11月30日までの間（以下「特例措置期間」という。）に解雇等を行わず休業等を実施し、その休業等に対し雇用調整助成金の支給決定を受けており、かつその助成率が9/10以上であること
- ③ ②の支給決定を受けるため、社会保険労務士に受給手続き資料の作成を委託していること

## 【補助対象経費】

特例措置期間において休業を実施した分の雇用調整助成金受給手続きに係る書類作成委託料を対象とします

## 【補助金の額】

補助対象経費（消費税及び地方消費税抜き）の1/2以下の額（上限54万円）

## 【交付申請書の受付期限】

令和5年1月31日(火)まで

## 【申請方法】

雇用調整助成金の支給決定通知を受け取り、かつ社会保険労務士に委託料を支払ったあと速やかに、交付申請書（関係書類添付）を提出してください。

**原則郵送での提出**をお願いします。

- ・封筒の表面に「雇用調整助成金申請事務費申請書」と朱書きしてください。
- ・申請書類一式を封筒に入れて、切手を貼って投函してください。

郵送料は申請者の負担となります。

## 【郵送先】

〒021-8501 一関市竹山町7-2 一関市役所5階  
商工労働部工業労政課労政係 宛

## 【申請に必要な書類】

- 交付申請書（様式第1号）
- 交付申請書別紙：一関市雇用調整助成金申請事務費補助金チェックシート  
（下記の各書類を添付してください）
- 雇用調整助成金の支給申請書、助成額算定書（助成率確認票）、支給決定通知書それぞれの写し
- 受給手続き書類作成委託の契約書類（ない場合は請求書）の写し
- 委託料の支払を確認できる書類の写し

## 【申請書類の配置先】

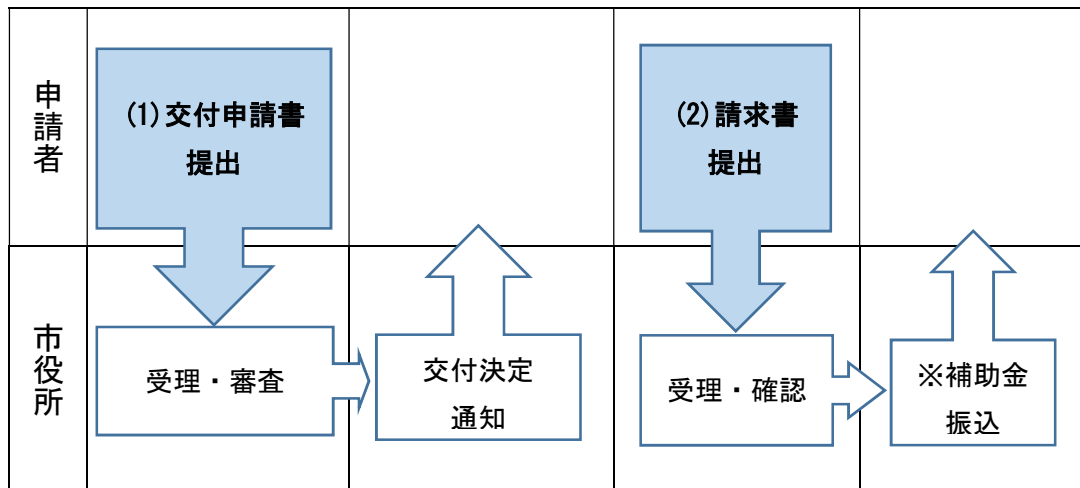
- ・【一関市工業労政課労政係のホームページ
- ・ 市役所5階工業労政課、各支所産業建設課、ハローワーク一関、一関商工会議所本所、各支所

## 【交付決定通知、請求書の提出】

交付申請書の内容を審査し、不備がない場合交付決定通知書とともに、補助金の請求書をお送りします。

請求書に記入・押印の上、工業労政課まで返送願います。

## 【補助金手続きの流れ】



※請求書の提出後、2～3週間で振込みとなります。

記載内容等について確認し、不足書類がある場合は必要に応じて追加提出をお願いする場合があります。

## 【問い合わせ先】

一関市役所本庁5階 商工労働部工業労政課労政係  
電話 21-8461（直通）

## 【申請に関するQ & A】

Q 1 申請1回分に対してのみの補助となりますか。

A 1 申請が複数にわたる場合、1回あたりに社会保険労務士に支払う金額が108万円（補助金は対象経費の1/2以内で、上限54万円）に満たなかった場合は、複数回分をまとめ、108万円に達した時点で補助金の申請をしていただければ、申請は1回で済みます（達しない場合も、その後の予定がなくなった段階で申請していただいて結構です）。

この場合、全ての助成金申請書類一式の写しと社会保険労務士に支払った報酬等の契約書類（ない場合は請求書）の写し、委託料の支払いを確認できる書類の写しが必要です。

Q 2 3か月にわたって休業を行い、その都度社会保険労務士に委託して書類を作成してもらいました。その合計額の1/2で補助金申請を行いますが、雇用調整助成金の関係書類はその3回分すべて必要でしょうか。

A 2 各々の期間について解雇等がなかったことを確認する必要がありますので、すべて提出をお願いします。

Q 3 補助金の申請期限を教えてください。

A 3 雇用調整助成金の支給決定通知を受け取り、かつ社会保険労務士に委託料を支払ったあと速やかに申請してください。複数回分をまとめて申請する場合は、直近の交付決定通知受領、委託料支払後速やかに申請してください。

Q 4 補助の対象となる社会保険労務士に係る経費には、手付金も対象となりますか。

A 4 書類作成委託の手付金も対象となりますが、支払った費用が手付金のみで、受給手続き書類の作成事務が発生していない場合や、助成金の支給決定がなかった場合には、補助の対象にはなりません。

Q 5 委託料の補助は、消費税抜きですか。

A 5 社会保険労務士への支払経費に係る消費税は、消費税申告において仕入税額控除の対象となるため、消費税抜きです。

Q 6 市内に支店や営業所等の事業所がありますが、本社は市外です。対象となりますか。

A 6 休業等を実施している事業所が、雇用保険適用事業所番号が附番されている市内の事業所であり、雇用調整助成金を申請し、かつ支給決定を受けている場合に、対象となります。

Q 7 市内と市外に事業所があり、市外の事業所のみ休業等を実施し、助成金の申請を社会保険労務士に依頼した場合は、補助の対象となりますか。

A 7 対象になりません。補助の対象となるのは、一関市内に所在する事業所が休業等を行った場合の助成金の支給申請に要した社会保険労務士の費用となります。

Q 8 一関市内に本店と支店があり、それぞれが雇用保険適用事業所です。雇用調整助成金の申請を別々に行う場合、補助金も別々に申請できますか。

A 8 本店と支店それぞれに雇用保険の適用事業所番号がある場合、それぞれに申請が可能です。

Q 9 社会保険労務士に支払ったすべての費用が対象となりますか。

A 9 助成金の支給申請に要した社会保険労務士の費用が対象となりますので、毎月の顧問料など助成金の支給申請に関係ない費用は対象外となります。また、消費税及び地方消費税額も対象外となります。補助対象費用と対象外費用が合算されている場合、その内訳がわかる書類を提出してください。

Q10 市外の社会保険労務士に依頼する場合も補助の対象となりますか。

A10 対象となります。

# 記載例

様式第1号（別表関係）

令和 年 ○ 月 ○ 日

一関市長 様

住所 一関市○○字△△△◇◇番地☆☆

氏名 □□株式会社 代表取締役 ◆◆ ◆◆ ⑨

電話番号 ■■-■■■■■（担当者氏名 総務課 ★★★★★）

## 一関市雇用調整助成金申請事務費補助金交付申請書

一関市雇用調整助成金申請事務費補助金の交付を受けたいので、一関市補助金交付規則により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

### 記

1 補助金交付申請額 金 〇〇〇, 〇〇〇 円

（申請額は、書類作成委託額（税抜）の1/2。ただし小数点以下切捨てで、上限54万円。

「交付申請書別紙：一関市雇用調整助成金申請事務費補助金チェックシート」で金額を計算の上転記して、そのチェックシートも添付してください）

2 添付書類

- (1) 雇用調整助成金の支給申請書及び助成額算定書の写し
- (2) 雇用調整助成金の支給決定通知書の写し
- (3) 社会保険労務士と締結した雇用調整助成金受給手続に係る書類作成委託料に係る契約書類、請求書類の写し
- (4) 社会保険労務士への支払いが確認できる書類の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

# 記載例

(交付申請書別紙)			
一関市雇用調整助成金申請事務費補助金 チェックシート			
事業所名: <span style="color: blue;">□□株式会社</span>			
雇用保険適用事業所番号: ●●●●—●●●●●●—●			
<b>1 受給関係書類作成委託の契約額(消費税及び地方消費税抜き)の確認</b> (下記①か②・③のどちらかに金額を記入) <b>※源泉所得税込の金額を記載</b>			
①	消費税及び地方消費税抜き契約額(契約書や請求書で税抜き額がわかる場合)	350,000	円
②	総額表示の場合の契約額		円
③	②の契約額のうち、消費税及び地方消費税抜きの金額 (②×100/110)		円
<b>2 補助金額(仮)の計算</b>			
④	消費税及び地方消費税抜き契約額(上記1の①もしくは③の金額を転記)	350,000	円
⑤	④×1/2の額(小数点以下切捨て)	175,000	円
⑥	⑤と540,000円のいずれか少ない額	175,000	円
<b>3 今回の交付申請額の確認</b>			
⑦	令和4年度中に一関市雇用調整助成金申請事務費補助金の交付決定を受けた額の合計	0	円
⑧	540,000－⑦の額(補助枠の残額)	540,000	円
⑨	⑥と⑧の額のいずれか少ない額	175,000	円
		→交付申請書の「補助金交付申請額」へ転記	
<b>～裏面へ～</b>			

## 記載例

※下記のそれぞれについて、確認後にチェックを入れてください。

4 申請書類の提出チェック		チェック欄
①	交付申請書（様式第1号）	✓
②	交付申請書別紙：一関市雇用調整助成金申請事務費補助金チェックシート	✓
③	雇用調整助成金の関係書類（いずれも写し）	✓
	ア)支給申請書	✓
	イ)助成額算定書(助成率確認票)	✓
	ウ)支給決定通知書	✓
④	受給手続き書類作成委託の契約書類（ない場合は請求書）の写し	✓
⑤	委託料の支払いを確認できる書類の写し	✓
5 対象要件の確認		
①	申請書への記載、押印の確認	✓
②	休業を実施した事業所の所在地が一関市内であることの確認 →雇用調整助成金の支給申請書による	✓
③	申請対象はR3.12.1～R4.11.30（申請期限：R5.1.31） →雇用調整助成金の支給申請書による	✓
④	雇用調整助成金の助成率が9/10以上であることを確認 →雇用調整助成金の算定書(助成率確認票)による	✓
6 重要事項について		
交付申請書の提出をいただいた後、書類の内容を確認の上、不備がなければ2週間程度で交付決定通知書と請求書をお送りしますので、請求書に記入押印し、返信をお願いします。		✓



記載例

様式第2号（別表関係）

令和 年 〇 月 〇 日

一関市長 様

住所 一関市〇〇字△△△◇◇番地☆☆

氏名 □□株式会社 代表取締役 ◆◆ ◆◆ ⑨

電話番号 ■■-■■■■■（担当者氏名 総務課 ★★★★★）

一関市雇用調整助成金申請事務費補助金請求書

令和4年〇月〇日付け一関市指令工第〇〇号で決定通知のありました一関市雇用調整助成金申請事務費補助金）について、一関市補助金交付規則により関係書類を添えて、次のとおり請求します。

記

補助金交付決定額 金 〇〇〇, 〇〇〇 円

補助金請求額 金 〇〇〇, 〇〇〇 円

補助金の振込先

金融機関名	▽▽▽▽銀行	本店・（ 一関 ）支店
（フリガナ） 口座名義	●●●●（カブ）ダイヒョウトリシマリヤク ●●●● □□株式会社 代表取締役 ◆◆ ◆◆	
口座番号	普通・当座	〇〇〇〇〇〇

添付書類

一関市雇用調整助成金申請事務費補助金交付決定通知書の写し